

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の2ヶ月前（多胎妊娠の場合は4ヵ月前）を目安に届け出てください。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

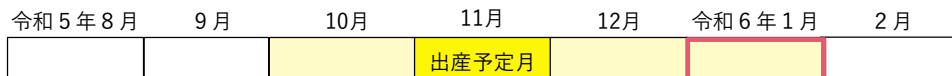
- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

・・・対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

群馬県医師国民健康保険組合

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-8-5 TEL 027-231-1749